

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができ。

平成十九年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路一・四・〇〇一号広島南道路、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路三・一・三〇二号観音井口線、同三・三・三四一号宇品観音線

二 都市計画を変更する土地の区域

広島市南区出島一丁目、同市中区光南三丁目、同市西区観音新町二丁目、同三丁目、同

四丁目、庚午南一丁目、扇一丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室、海田町建設部都市整備課、坂町都市計画課、広島市企画総務局企画調整部、広島市南区役所建設部建築課、広島市中区役所建設部建築課、広島市西区役所建設部建築課、廿日市市都市部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年五月一日から平成十九年五月十五日まで